

B-2 受入品目

意見書 No	内 容
123	第1回意見書に対する㈱ミダックの見解書 94 頁には意見書 No.11 に対し、「地震等の災害時に災害廃棄物を処理する際に、地震が発生した同じ地域で埋め立てや処分を行っています。」との見解が述べられていて、『計画されている産業廃棄物最終処分場が M7.0～8.0 の巨大地震に耐えうるとは考えられず、「国の地図から、奥山という里山をなくさないためにも」計画には反対する』との意見への見解の一部としています。 それでは、一体何を根拠に産業廃棄物と災害廃棄物を同一に扱い、いざとなれば何処に処理しても良い、と採られても仕方ないような見解を、敢て提示しているのは、何故か伺いたい。 住民の皆様は誤解を抱かせるような表現を申し上げておりましたようで、誠に申し訳御座いませんでした。 前回見解書における表現には、産業廃棄物と災害廃棄物を同一に扱ってよい、といった意図は御座いません。 ただ、一般廃棄物最終処分場も産業廃棄物の管理型最終処分場も構造はほぼ同等ですが、地震等の災害が起こった同地域においても、最終処分場が稼働停止とならなかった、即ちその両者とも十分地震に耐えられる、という事例として示しています。 御指摘のとおり、災害廃棄物は行政（国、都道府県、市町村）が主導となり処分されます。 しかしながら、御存知のとおり、災害時には短期間に多量の災害廃棄物が発生します。これらの廃棄物を迅速に処理するため、阪神・淡路大震災時には民間の産業廃棄物の最終処分場が災害廃棄物の受入れの協力を行っていた経緯がありますし、今般の東日本大震災においても、産業廃棄物の最終処分場を活用しやすくするような法整備が行われております。 データでは、阪神・淡路大震災においては、発生した可燃物・不燃物の埋立量のうち、市町処分場約 45%、第三セクター処分場約 29%、民間処分場約 26%の処分となっています。 もちろん本計画施設への最終的な受入れについては、その際の行政判断に委ねられることとなりますが、背景として過去このような事例がありましたので御報告致しております。 （補足） 今回の東北地方太平洋沖地震（M9.0 最大震度 7）も、東北北関東地方に甚大なる被害をもたらしておりますことは御存知のとおりです。そこで、当社としましても、地震発生後の平成 23 年 4 月 8 日にその被災の中心地である宮城県仙台市青葉区（震度 6 弱～6 強）にある S 社様の産業廃棄物最終処分場の状況を、安全性確認の視点から直接視察してまいりました。（巻末/資料 A 参照） 結果的には、最終処分場の堰堤や浸出水処理施設などの構造物には一切の損傷はなく、またその機能も完全に保たれておりました。また、地下水にも漏えいはなく遮水工にも何ら影響はなかった模様です。そして、いち早く業務を再開し、被災地からの災害廃棄物を受け入れ地元復旧に尽力されておりました。このように、最終処分場の安全性、日本の土木・建設工学の信頼性は高

いものと考えます。

また、本施設計画でも、東海地震などの大規模地震を想定し、最終処分場堰堤や浸出水処理施設のコンクリート構造物等の崩壊倒壊がないよう安定計算を行ったうえで設計をしています。

【土木設計】

日本においては、今回の東日本大震災を経験した地区や静岡県を含む、北海道東南部（根室付近）～徳島県までの太平洋側の地域等が強震帯地域とされ、重要な構造物毎に水平震度（※）の基準があり、耐震設計指針や耐震設計基準が定められています。そして、静岡県における最終処分場の貯留構造物や埋立てに伴う盛土などの安定計算においては、「静岡県の開発行為等の手引き」に準拠した設計水平震度「0.25」を使用します。

本計画施設の貯留構造物は岩盤上にある土堰堤（フィルダム）であり、国の定める廃棄物最終処分場の計画・設計要領においては、建設省河川砂防技術基準を参考として設計するように指示されています。

建設省河川砂防技術基準における H=15～100mの土堰堤（フィルダム）設計震度は「0.15～0.18」ですが、静岡県の開発基準は巨大地震である東海地震を想定した「0.25」と震度基準をより高めたものであると理解しています。本計画施設はこの静岡県の基準に準拠していることから、安全性の評価としても高いものとなると考えています。

また、埋立てに伴う盛土（法面）の円弧すべりに対する安定性の計算につきましても、廃棄物処理法においては盛土の安全率等に関する規定はありませんが、上述のとおり、大地震時を想定した数値（設計水平震度：0.25）を流用しています。この条件においても耐えられるような設計上の安全性を確保しました。なお、下記表に規定されている基準はすべて満たしております。（詳細の検討結果は、巻末/資料 F 参照）

＜盛土の安全率に関する規定及び計算結果＞

基準書	所管	今回計画 採用値	各種基準・指針における値			本計画における 設計上の安全率の 計算結果※1
			想定状態	水平設計震度	安全率	
道路土工 指針	国交省		常時	—	1. 2	2. 6 6
			地震時	0. 1 2 0. 1 6	1. 0	※2
開発許可 基準	静岡県	○	常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2 5	1. 0	1. 2 8
林地開発 基準	浜松市		常時	—	1. 5	2. 6 6
			地震時	0. 2	1. 2	1. 4 4

※1：安全率の計算結果が各種基準・指針における安全率以上であれば、十分な安全性を確保できることを示している。

※2：道路土工指針における地震時（水平設計震度0. 1 2、0. 1 6）における安全率の計算は行っていないが、水平設計震度をより大きくとっている（0. 2 5）静岡県の開発許可基準においても安全率1. 0を満たしているため、道路土工指針の安全率をも満たすこととなる。以上より、国交省の道路土工指針・静岡県の開発許可基準・浜松市の林地開発基準すべてを満たし、十分な安全性を確保できる。

【浸出水処理施設設計】

日本においては、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が一定の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準である「耐震基準」があります。建築物には建築基準法及び建築基準法施工令などの法令により定められた基準が、また、原子力発電所などの重要構造物や道路・橋梁などの土木構造物には、それぞれ独自の基準が設けられています。

本計画における浸出水処理施設のコンクリート厚は、調整槽は壁厚 600mm・底版厚 700mm とし、また、水槽は壁厚 400mm・底版厚 600mm となることから、十分に構造として耐震性を有している設計となります。詳細は実施設計時の検討となりますが、当然静岡県地震地域係数を加味したものとなります。(静岡県地震地域係数は建設省告示では 1.0 であるが、静岡県建築構造設計指針による静岡県地震地盤係数によって 1.2 という厳しい数字が定められています。)

なお、浸出水処理施設の耐震設計は静的耐震設計法の「震度法」により設計する事が求められています。設計震度は、静岡県においては強震帯地域としての設計水平震度=0.2 を用いることとなりますが、浜松市ではより厳しい設計水平震度=0.25 を用いて設計することを義務付けています。よって浸出水処理施設は浜松市が想定する最大震度に耐える耐震性を有するものになります。

※設計(水平)震度とは、地震時に想定した最大加速度を重力の加速度で除した値で表したものです。道路土工指針などにより基準が設定されており、地震時の安定性を計算する際に利用される値です。

これらの計算を行うことにより、想定される東海地震にも対応できる十分な耐震能力を有した施設を設計致します。

また、今般の東日本大震災を受けて耐震基準の見直しも検討されていますが、新たな基準が設定されれば、当然それに従った設計を致します。

159-3

受け入れの手続きと受け入れの決定は誰が

契約時に分析表等により受け入れを判断することになっているが、16 人の従業員のうち、誰が分析表を評価し、決定するのか、また現場受入れ時のチェックは具体的にどなたが行うのか。またその担当者はどのような適格性（資格、知識、経験等）を有しているのか。

排出事業者と処分に関する委託契約を締結する際は、先ず廃棄物処理法により排出事業者からの提出が義務付けられている依頼廃棄物の性状に関する廃棄物委託仕様書、廃棄物特性・安全データシート・廃棄物の試験成績表や、それに代用できる廃棄物の特性が把握できる情報の提供を受けます。

そして、許可基準に適合した処理可能な物であるか否かについて、それらの客観的なデータを基に営業部長および事業部長が実務的な判断を行います。

現場での確認作業としては、最終処分場への受入時に、本計画施設に関する必要な専門的知識

	及び技能に関する講習等を修了し「廃棄物処理施設技術管理者」として認定を受けた受入担当者が必ず立会い、異常や契約内容にある廃棄物と相違がないか、などについての確認を行います。 この「廃棄物処理施設技術管理者」については、社内に複数人置くようにし、現場での確認作業に漏れや支障等がない体制とします。 更に、処理を依頼された廃棄物の性状についても、初回搬入時は勿論のこと継続取引案件では年1回の社内ないし第三者分析機関での確認検査で、これらの補完をします。
163	破碎施設からの粉塵の飛散防止のためミスト噴霧装置を設置するようですが、アスベスト等をトラックから降ろす際の粉塵対策はどうするのか。 これまでアスベスト等の受入に関しましては固型化“または”二重梱包を行った状態で受け入れなければならないと旧「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）」にて規定されていましたが、平成23年3月同マニュアル（環境省）が改定、また同年4月に改正廃棄物処理法が施行され、アスベスト等の受け入れに関する取扱いが、従来の方法からさらに厳しいものとなりました。 これらでは、廃棄物搬入時・荷降ろし時・埋立時の各工程においてアスベストが飛散しないためにアスベストの固型化または薬剤による安定化を行い、“かつ”耐水性の材料で二重梱包が施されたものでなければ処分ができないことになりました。 また浜松市では、より安全に配慮して薬剤による圧縮固化法をベースに現場での除去作業から圧縮・運搬・埋立までを管理する所謂“浜松方式”を推奨しております。 本計画でのアスベスト等の受入については、上述の改定マニュアル（環境省）に従うことは勿論のこと、環境保全協定締結に向けた御相談をさせて頂く際に、改めて浜松市の御指導御助言も仰ぎながら、所謂「浜松方式」ないしはそれと同等以上の安全性を有する搬入方式を御提案させて頂く考えです。 従いまして、アスベスト等の受入において同粉塵発生の恐れはなく、皆様には十分に御安心頂ける計画と致します。
171	どのような廃棄物の処分をされるのか、もう少し細かく説明して下さい。 【廃棄物について】 廃棄物とは、「廃棄物処理法により定められる、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥などの不要物であって、固形状又は液状のもの」と規定されております。 その中から本計画施設において処理を予定している品目及びその代表的な例については、次のとおりです。

○最終処分場

先ず、産業廃棄物としては、以下の 15 品目となります。

- ・ 燃え殻（例えば、焼却炉などで焼却後に出た灰など。）
- ・ 汚泥（工場などから排出されるもので、土やドロ状のもの。例えば、工場の排水処理設備から排出される脱水ケーキなど。）
- ・ 廃油（例えば、アスファルトなど。（埋立処理施設ではタールピッチに限るものしか処理することができません））
- ・ 廃プラスチック類（例えば、プラスチック加工工場から出てくるプラスチックの切れ端など。）
- ・ 紙くず（例えば、建設解体現場から出てくる不要な紙など。）
- ・ 木くず（例えば、建設解体現場から出てくる木製の建設廃材など。）
- ・ 繊維くず（例えば、繊維加工工場から出てくる木綿くずなどの繊維の切れ端など。）
- ・ 動植物性残さ（例えば、コーヒー製造メーカーから出てくるコーヒーかすなど。）
- ・ ゴムくず（例えば、ゴム加工工場から出てくる天然ゴムくずなど。）
- ・ 金属くず（例えば、プレスメーカーから出てくる金属の切れ端など。）
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（例えば、建設解体現場から出てくるコンクリートくずなど。）
- ・ 鋳さい（例えば、鋳物砂など）
- ・ がれき類（例えば、建設解体現場から出てくるアスファルト破片など。）
- ・ ばいじん（例えば、焼却炉などの集塵機によって集められた粉じんなど。）
- ・ 13 号廃棄物（処分するために処理されたもの。例えば、ばいじんなどの廃棄物を舞わないようにコンクリート固化したものなど。）

その他、特別管理産業廃棄物として

- ・ 特定有害廃石綿（アスベストについて環境省・石綿含有廃棄物等処理マニュアルに準拠した飛散防止措置を行ったもの。）

また、燃え殻や粗大ごみの他に、万が一の場合には今般の東日本大震災でも大きな問題となっている災害ごみなどの一般廃棄物も受入れられればと考えております。

○破碎施設

先ず、産業廃棄物としては、以下の 7 品目となります。

- ・ 廃プラスチック類（例えば、プラスチック加工工場から出てくるプラスチックの切れ端など。）
- ・ 紙くず（例えば、建設解体現場から出てくる不要な紙など。）
- ・ 木くず（例えば、建設解体現場から出てくる木製の建設廃材など。）
- ・ 繊維くず（例えば、繊維加工工場から出てくる木綿くずなどの繊維の切れ端など。）
- ・ 金属くず（例えば、プレスメーカーから出てくる金属の切れ端など。）
- ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（例えば、建設解体現場から出てくるコンクリートくずなど。）

- ・がれき類（例えば、建設解体現場から出てくるアスファルト破片など。）

また、粗大ごみなどの一般廃棄物も受入れられればと考えております。

但し、この一般廃棄物については、市町村に処理責任が課されており、その市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき処分を行うこととなっております。このことから今後、浜松市と協議を重ね、市の政策判断に従うこととなります。

【汚染土壌について】

本計画施設（埋立処理施設）においては、汚染土壌も受入れます。汚染土壌とは、土壌の特定有害物質による汚染状態がある程度以上であり、土壌汚染対策法で定められるもの（要措置区域等の土壌）を言い、人為由来のものと自然由来のものがあります。

本計画施設には下記 25 品目のいずれかを含む土壌を受入れます。なお、本計画施設のような埋立処理施設においては、第二溶出量基準（下記表中の汚染土壌の埋立処理施設における受入基準（溶出））以下の物しか受入れることができません。

また、法律上の汚染土壌は、「都道府県知事が指定した区域内の土地の土壌」を指しますが、その他の同等の基準（第二溶出量基準以下）の物につきましても、同様の扱いを以て受入れる考えであります。

表 汚染土壌と産業廃棄物の受入基準

特定有害物質	汚染土壌の埋立処理施設における受入基準（溶出） (mg/L)	＜参考＞産業廃棄物*の管理型最終処分場における受入基準（溶出） (mg/L)
1 カドミウム及びその化合物	0.3以下	0.3以下
2 六価クロム化合物	1.5以下	1.5以下
3 シマジン	0.03以下	0.03以下
4 シアン化合物	1以下	1以下
5 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下
6 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下
7 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下
8 1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下
9 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下
10 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下
11 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下
12 水銀及びその化合物	0.005以下	0.005以下
13 セレン及びその化合物	0.3以下	0.3以下
14 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下
15 チウラム	0.06以下	0.06以下
16 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下
18 トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下
19 鉛及びその化合物	0.3以下	0.3以下
20 砒素及びその化合物	0.3以下	0.3以下
21 フッ素及びその化合物	24以下	—
22 ベンゼン	0.1以下	0.1以下
23 ホウ素及びその化合物	30以下	—
24 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下
25 有機りん化合物	1以下	1以下

*汚泥を例としている

管理型処分場は「どんな物でも処分される」ので、将来の安全が保証（保障）されません。（重金属等の危険物が残留する）絶対に反対です。

・「どんな物でも処分される」のかという御懸念について

本計画処分場にて受入れる廃棄物は事業計画書にて明記しておりますとおり「燃え殻」「汚泥」を含む15品目及び「特定有害廃石綿等」と、土壤汚染対策法による「汚染土壌」です。（一般廃棄物に関しては（予定）としております。）

さらに、これら受入予定品目にあっても、定められた濃度以下のもの若しくは定められた濃度以下となるよう薬剤等によって不溶化したものでなければ受入れることはできません。

従いまして、上記品目・基準（濃度等）に合致したものしか受入れ致しませんし、それ以外のものを受入れた場合、排出事業者にとっては委託基準違反、処理業者である当社にとっては処理基準違反となり、法により厳しく罰せられることとなります。決して“何でもかんでもどんなものでも”受入れるものでは御座いません。

・「重金属類の残留」による将来への御懸念について

頂いた意見書内容は、重金属類が残留することによる外部への環境汚染・健康被害を御懸念されているものと推察致します。

先ず上述のとおり、受入れる廃棄物等については、法で定められた基準値以下の物しか受入れません。そして、この処分場内に降った雨等が廃棄物に触れ浸出水が発生しますが、この浸出水も浸出水処理施設において重金属をはじめ有害物質を処理することにより、外部への環境汚染を発生させません。

また、最終処分場においては、「埋立終了」後も、浸出水の処理や処理水などのモニタリングを継続し、法の廃止基準を満たすようになると施設「廃止」となるわけですが、「廃止」という状況では、もはや最終処分場は安定し、処理を行わなくとも、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすこともありません。

この最終処分場の安定化について補足させていただくために、重金属流出の安定化について同様の考え方をすることができる「岐阜県飛騨市神岡鉱山」の例を挙げさせていただきます。

1910年代から1970年代にかけて、岐阜県にある三井金属鉱業神岡鉱山（亜鉛、鉛、銅などの採掘鉱山）の鉱毒（亜鉛鉱石に含まれる不純物としてのカドミウム）が神通川水質を汚染し下流域の富山平野西部の耕作地を汚染しました。所謂イタイイタイ病公害案件です。現在、鉱山は採掘を止め閉鎖廃止となっており、廃水処理も既に稼働を停止していますが、坑内からの水はきれいな湧水として排出されています。これは、鉱山の中に鉱毒は依然として存在してはいるが、掘削を止めることで坑道内の岩盤に自然と酸化膜や微生物膜が生成され、岩からの鉱毒の流出が止まったことにより湧出水に鉱毒が混入しなくなったのが理由です。つまり、これが安定化した状態ということになります。

	最終処分場も同じ理由で、処分場内に浸透した雨水の通水経路に存する廃棄物周囲に酸化還元膜や微生物膜が発達することで、廃棄物からの重金属類の流出が止まり汚染されていない水が出てくるようになり、安定化へと進む結果になります。 従いまして、浸出水処理施設の稼働を止めた施設廃止後も、重金属類を含め汚染物質が漏れだすようなことは御座いません。
195	受入品目の受入体制で、搬入時チェックし NG の場合持ち帰らずと記されているが、搬入はミダック専用車のみなのか、搬入会社が持込む場合も有るのか？ ミダックが受入れ搬入する場合、NG 品を再度メーカーに返却出来るのか。又、メーカーから受入れる時、運転手が NG・OK 判断出来るのか。 ・搬入車輛について 搬入は、当社ミダックによる持ち込みもあれば他社（他収集運搬業者）持ち込みによるものもあります。 ・NG 品のメーカー返却について 産業廃棄物の処理は排出事業者（メーカー）等の責任において適正に処理を行わなければならないことが廃棄物処理法第 3 条にて規定されています。つまり、排出事業者自らが自社で発生した廃棄物の処理を行わず、処理業者に処理を委託する際は、委託する品目の許可を持った業者に対してのみ、かつ処理可能な許可基準に適合したもののみしか委託することはできません。 許可のない業者、または許可の基準を超える廃棄物の委託を行った場合は法令違反（委託基準違反）となり、排出事業者には厳しい罰則が課せられることとなります。同様に我々処理業者も許可されていないものを受入れ処分することは当然に法令違反（処理基準違反）となります。 従いまして、受入許可基準に合致しないものが万が一搬入されようとした場合、処理業者だけでなく排出事業者にとっても返却すること・されることが適正適法な対応なのであり、正に我々処理業者は返却しなければならないのです。 また、これらにより法律上何ら問題が生じることはありませんし、商取引上で万が一問題が生じようとも断固我々のこの対応は貫かれます。 ・運転手による積込受入判断について 排出事業者から廃棄物を運搬のため積込む際、積込現場にて「運転手」によるマニフェストと照らし合わせた外観の確認と安全な運搬のための荷姿の確認を行います。積込現場にて運転手によるこれらの確認がとれない場合、当然積込みは致しません。 また、本処分場での受入時には、運転手とは別途の最終処分場側の「立会担当者」が必ず立ち会い、再度マニフェストと照らし合わせながら、異常や契約内容にある廃棄物と相違がないか、などについての確認を行うこととしています。当然、ここで問題があれば荷降ろしさせず、または積み直しをさせて排出事業者へ持ち帰らせることになり、加えて排出事業者に対して原因の解明および是正措置を要請します。

	なお、搬入時における受入側の「立会担当者」は、産業廃棄物処理施設技術管理者等専門的な資格を有した者が行うように計画しております。
196-あ	見解書に「中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に大きく貢献」という表現がみられるが、それは結果的に産業界、行政、ミダックの利益であって、我々地域住民の利益ではなく、むしろ不利益である。特に市内・県内ならいざ知らず、なぜ中京圏までの話はとうていけいられるものではない。 先回見解書で回答させて頂いておりますとおり、現状の産業廃棄物の流れは浜松市から市外へ、静岡県から県外へという傾向が顕著です。 当然ではありますが、本計画施設の予定地の存する位置からも、また当社の果たすべき社会的責務からも、先ずは市外へ搬出されている、また県外へ搬出されている最終処分向け廃棄物を、受け入れることが第一義の義務だと考えております。 一方、少し視点を広げ中部圏という地域で見れば、中部圏から圏外へ搬出される廃棄物の現状からは同様の意義を感じます。 幸いにも近隣には第2東名のICもあり、大局的な視点で考えれば、CO₂削減の意味からも、交通至便な当施設は「比較的広域な市場」を考慮できるものと考えております。 「比較的広域な市場」とは、あくまで概念としてですが、半径にして最大でおよそ200～300km程度を想定しています。 私たちは静岡県に浜松市に住んでおります。しかし、S社のクルマにしか乗っていないわけではありません。皆さんT社やN社のクルマにも乗っています。また、逆に地元の工場の製造した部品や製品が地元だけで使われるわけではありません。中京圏や関東圏の工場にも納入され、また消費者にも買われています。経済活動は、市や県といった境界に拘束されていません。産業廃棄物だけが特別なのでしょうか。 私ども計画は、所謂^{いわゆる}“地産地消”をあくまでイメージし、地元産業・近隣経済への貢献を念頭に先ず地元・近隣の廃棄物を受け入れることを第一義に考えております。 経済に境界はないからと言って、なにも北海道や九州までを想定しているものではありませんが、上記の考え方からやはり比較的経済的な繋がりが強いと考えられる中京圏や関東圏など「比較的広域な市場」からの受入れも考慮することを妨げてはおりません。 何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。
196-い	持ち込まれる廃棄物の排出の割合について明確な数値は提示できない。今後営業的部分で市場調査をして明らかになるとのことだが、建設をしようとしている割にはずさんな計画ではないか？調査も十分にできていないのに建設して後で我々に示されていない搬入（量や廃棄物）が行われてしまわないか心配である。 市場調査その他について回答させて頂きます前に一点注釈を入れさせて頂きます。 当社見解書その他には度々「事業計画書」という記述が頻出されます。これは、浜松市の紛争

予防条例に規定された事業計画書を指し、行政手続き上要求される施設の構造や処理品目などの設置運営にまつわる基礎情報を記すもので、所謂経営学上の事業を遂行するために立てる事業計画書といったものとはまったく性格を異にするものであります。

御指摘の箇所は、前回見解書 P23 の「具体的な各内外の割合については、・・・・・・今後計画を進めていくなかで、営業的部分での市場調査を進めながら検討していく所存です。」の記載部分と察します。

この説明をさせて頂いた段階においては、前回見解書 P58 に記載してあるとおり、大局的データとして平成 19 年 3 月刊の「浜松市産業廃棄物処理基本計画」より最終処分量 13.3 万トンのうち「約 90%」が「市外へ搬出」されているのが現状や、同じく平成 22 年 3 月刊の「静岡県産業廃棄物実態調査報告書」より最終処分量 98.1 万トンのうち同程度が「県外へ搬出」、さらに平成 18 年 12 月「社団法人中部経済連合会」刊「安心安全な産業廃棄物処理を目指して」より最終処分量 291 万トンのうち「約 70%強」が「中部圏外へ搬出」されている現状、その他各行政機関が提示する廃棄物構成比表などの公的資料をもって大枠での市場を把握し、さらにこれに加え常日頃当社の営業が顧客へ出向いた際の生の声をもって裏付けとしたうえで、概略としての“経営学上”の事業計画を策定しております。また、その事業性については内容的に十分余裕が見込まれるものとなっており、当社としては自信を持って計画を推進するものであります。

御指摘の更なる詳細な市場調査については、確かに“経営学上”の事業計画を完成させるためには必須です。そして、現段階ではこれまでの説明会の時点よりも大きく進展しており、既にある専門業者に委託し鋭意調査分析作業を進めているところであります。

少なくとも経営学的視点に立った場合、こうした市場調査時期などを含めたロードマップは極正常なものであり、所謂「ずさんな計画」などとして皆様に御心配をお掛けするようなことは御座いません。

ただ、御質問者様の御心配の趣旨が、この詳細な市場調査が完了していないことをもって「建設して後で我々に示されていない搬入（量や品目）が行われてしまわないか」、即ち法令違反許可違反の運営を懸念されているというものであるならば、明確に“そのような法令や許可に反するものや皆様とお約束したもの以外の搬入物を持ち込むことなどは絶対に御座いません”ことをお約束致しますので御安心下さい。

あくまで、本計画施設は法令ありき許可ありきの施設ですので、法令と許可に則った搬入のみを行いますし、運営中は行政による定期的な立会検査なども行われます。

また、施設稼働後においては、ウェブサイト「産廃情報ネット」上で月々の廃棄物種類ごとの処分量についても公表していく予定ですので、参考に御覧いただければと思います。

198-3-あ

「初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で確認」とあるが、各種国語辞典によると「ないし」とは「または、もしくは、あるいは」の意味であって、第三者分析機関ではなく「社内のみ」もあり得ると判読できたが、「第三者分析機関」を省いて「社内だけの確認」になることもあり得るのか伺いたい。

	「初回搬入時分析」については、法令で何ら規定されているものでは御座いません。従って、分析の実施の必要性はもちろんのこと、外部分析機関に分析を委託する必要性なども法令上では定められてはおりません。 当社では、処分場が法令に遵守し適切に運用されるよう、さらなる管理体制の強化を図ることを目的として自主的にこれを実施致しますが、その際当社にて分析が出来ない項目があった場合には、たとえ第三者分析機関に委託をしてでも分析を完遂し、実施目的を必ず達しようという考えによるものです。 従って、実施目的に鑑み、「社内だけの確認」でも目的を達成することが可能であるならば、「第三者機関」へ委託を行わない分析項目もあり得ることになります。 なお、当社分析室は、ICPを主とした重金属類の分析を行うための各種機器を有しておりますが、有機塩素系化合物の分析は現状当社の分析機器では対応が困難です。従いまして、ここでいう「第三者分析機関」への委託とは、主に同物質が含有する恐れのある廃棄物の分析がこれに該当することとなります。
198-3-い	夜間・早朝の通行に関し、極力その時間帯を避け、やむなく・・・とあるのは、場合によっては監視人のいない夜間・早朝に搬入することがあり得るのか？お伺いします。 P22にあるような「受け入れ時に担当者が立ち会い」・・・は不可能と思われるが、如何ですか？ たとえ監視人がいる昼間に搬入しても、全量を監視することは不可能と考えるが如何ですか？ 処理場が稼働し始めて何年か後には、監視などとてもできないため書類審査のみになる可能性が高いと考えるが、如何ですか？ 当社の拙い表現により、御心配をお掛けしまして誠に申し訳御座いませんでした。 以下に補足させていただきます。 ・早朝、夜間の廃棄物受入れについて 本計画において、定められた施設稼働時間以外に受入れを行うことは御座いません。 施設稼働前に本計画処分場に到着した車輛については、開場まで当社で別途設ける車輛待機所にて待機させることとなります。 従いまして、廃棄物の受入れ・荷降ろしは、あくまで施設稼働時間のみであることから、本施設に関する必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了し「廃棄物処理施設技術管理者」として認定を受けた弊社受入担当者により、受入廃棄物と施設許可および管理票との適合確認は必ず実施されることとなります。勿論、受入れの全量を監視することは可能であり、また必ず実施致します。 なお、この「廃棄物処理施設技術管理者」については、社内に複数人置くようにし、現場での確認作業に漏れや支障等がない体制とします。

	・監視の風化について 稼働後何年か後には立ち会いの実施も風化してしまい、書類審査のみになってしまうことを御懸念されているものと察します。これにつきましては、勿論立ち会い検査を恒久的に、そして必ず実施して参ります。また、それ以外にも、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いの中で厳守事項として規定していくことも御提案させて頂く考えです。
212	受入後の対応に関し、定期的報告はなされるのか。そのさいの行政含む責任担当、排出事業者は公表していただけるのか。 当社は開示情報としてウェブ（産廃情報ネット）上に情報開示を行っており、その中には「直前３年間の廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量」や「直前３年間の廃棄物の種類、処分方法ごとの受入量、処分量」、放流水の水質検査結果など「直前３年間の維持管理の記録」等が含まれており、御自由に御覧頂くことができるようになっております。 また、廃棄物処理法による「記録の閲覧」制度に基づき維持管理等に関する必要とされる資料を備え置き、当社内であれば自由に閲覧頂けるように致します。 さらに、同じく廃棄物処理法により「帳簿」という制度が定められております。これには、排出事業者等の情報も含めて記録し当該記録を保管することが義務付けられております。 しかしながら、排出事業者様の名称につきましては、当社の個別取引情報となり商取引上の信義誠実の原則から、恐縮ですが一般の皆様には帳簿をそのまま開示することはできませんが、行政立入時には当然これらを全て行政に提示し、遵法性について確認を受けることとなります。 その他、廃棄物処理法に基づく「マニフェスト」制度による記録の保管、また、「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく、排出事業者様・廃棄物種類ごとの処分量についても浜松市へ年次報告を行って参ります。しかしながら、やはりこちらも排出事業者様の名称につきましては、商取引上の信義誠実の原則から、恐縮ですが一般の皆様には記録の中身をそのまま開示することはできません。 最後に、本施設における廃棄物の処理の浜松市の行政所管部署につきましては、「浜松市 環境部 産業廃棄物対策課」となります。 なお、情報公開や皆様への定期的な御報告などにつきましては、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いの中で決めさせて頂ければと考えております。
213-あ	受入基準値の物でもたくさん積み上げれば濃くなることはないのですか。 御懸念されているような事態は生じません。 海水を入れた容器に海水を加えても濃度は一定です。従って、受入基準値濃度の物質を多く搬

	入しても濃度が濃くなることはありません。
213-い	受入時の確認で中に混じっていると発見できないのではないか。 先回の見解書回答にも記載致しましたとおり、先ず廃棄物や汚染土壌を受入れるにあたっては、廃棄物を安全に処理するために必要な情報、即ち依頼廃棄物の性状に関しての廃棄物データシート、廃棄物の試験成績書などによって、許可の範囲で、且つ、安全に処理することが可能な物であることを確認した上で排出者様と契約を交わし受入れを行います。従って、法に定める受入基準に適さない不明瞭な廃棄物が持ち込まれることはありません。 また、産業廃棄物には工場等での発生工程が明確になっているものの割合が多く、処分に関する委託契約を締結する際には、この発生工程の情報について確認することで、その廃棄物の素性とそれが定常的であることを把握することが出来ます。 この特性によって、初回の受入れ時確認を実施することで継続的に搬入される案件についても安全性が確保されます。 また、実際の廃棄物の搬入・荷降ろし時には、本計画施設に関する必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了し「廃棄物処理施設技術管理者」として認定を受けた受入担当者が必ず立会い、異常や契約内容にある廃棄物と相違がないか、などについての確認を行います。 なお、この「廃棄物処理施設技術管理者」については社内に複数人置くようにし、現場での確認作業に漏れや支障等がない体制とします。
213-う	受入後基準に適さない廃棄物を埋めたてた場合とありますが、だれが見分けるのですか。 廃棄物や汚染土壌を受入れるにあたっては、廃棄物を安全に処理するために必要な情報、即ち依頼廃棄物の性状に関しての廃棄物データシート、廃棄物の試験成績書などによって、許可の範囲内で、且つ、安全に処理することが可能な物であることを確認したうえで契約を交わし受入れを行うことから、そもそも受入基準に適さない廃棄物を埋立処理することは、絶対的に法令違反なのであり、そうした事態はありえないと考えております。 しかしながら、本計画施設では、それらを補完するために、初回搬入時に社内ないし第三者分析機関で搬入車輛からのサンプルによる分析確認を行います。また、継続取引案件については年1回の同様の分析検査確認を行うこととしております。 これらの分析検査の結果、万が一、法に定める受入基準に適さない廃棄物を埋立処分したことが確認された場合は、埋立時に記録しておいたGPSの3次元座標データから当該廃棄物埋立場所を特定し、これを掘り起し場外撤去するとともに、併せて場合によっては排出事業者に対しては、違法行為の責任を追及致します。 なお、実際の廃棄物の搬入・荷降ろし時には、本計画施設に関する必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了し「廃棄物処理施設技術管理者」として認定を受けた受入担当者が必ず立

	会い、異常や契約内容にある廃棄物と相違がないか、などについての確認を行います。
--	---

	この「廃棄物処理施設技術管理者」については、社内に複数人置くようにし、現場での確認作業に漏れや支障等がない体制とします。
--	--